**○環境省告示第十号**

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年二月十五日　環境大臣　松本　龍

表3―（2―クロロ―4―メシルベンゾイル）―2―フェニルチオビシクロ［3．2．1］オクター2―エン―4―オン（別名ベンゾビシクロン）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| （RS）―2―［2―（3―クロロフェニル）―2，3―エポキシプロピル］―2―エチルインダン―1，3―ジオン（別名インダノファン） | 0.0093mg／1 |
| 3―［1―（3，5―ジクロロフェニル）―1―メチルエチル］―3，4―ジヒドロ―6―メチル―5―フェニル―2H―1，3―オキサジン―4―オン（別名オキサジクロメホン） | 0.024mg／1 |
| 3―（3，3―ジメチルウレイド）フェニル＝tert―ブチルカルバマート（別名カルブチレート） | 0.034mg／1 |
| （E）―1―（2―クロロ―1，3―チアゾール―5―イルメチル）―3―メチル―2―ニトログアニジン（別名クロチアニジン） | 0.25mg／1 |
| （RS）―2―（2，4―ジクロロ―m―トリルオキシ）プロピオンアニリド（別名クロメプロップ） | 0.016mg／1 |
| （EZ）―3―（2―クロロ―1，3―チアゾール―5―イルメチル）―5―メチル―1，3，5―オキサジアジナン―4―イリデン（ニトロ）アミン（別名チアメトキサム） | 0.047mg／1 |
| O―3―tert―ブチルフェニル＝6―メトキシ―2―ピリジル（メチル）チオカルバマート（別名ピリブチカルブ） | 0.023mg／1 |

**○防衛省告示第二十五号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年二月十五日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(ヵ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四二分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二十六号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年二月十五日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(ヵ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二十七号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年二月十五日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三九度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二十八号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年二月十五日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度一二分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二十九号**

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十三年二月十五日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒